【低炭素建築物認定手数料】

(1)新規認定

区分		金額	
		適合証無	適合証有
住戸部分	1戸	32, 000円	4, 000円
	2戸以上5戸以下	64, 000円	9, 000円
	6戸以上10戸以下	91, 000円	16, 000円
	11戸以上	128, 000円	27, 000円
共用部分	300㎡以下	101, 000円	9, 000円
	300㎡超500㎡以下	169, 000円	27, 000円
非住宅部分	300㎡以下	224, 000円	9, 000円
	300㎡超500㎡以下	358, 000円	27, 000円

(2)変更認定

区分	金額	
住戸部分	増加する戸数に応じて、上の表の①に定める額	
	変更する戸数に応じて、上の表の①に定める額×2分の1	
共用部分	共用部分 (変更後の床面積×2分の1+増加又は減少する床面積)に成て、上の表の②に定める額	
非住宅部分	(変更後の床面積×2分の1+増加又は減少する床面積)に応じて、上の表の③に定める額	